

事業主（給与支払者）の皆さま へ



外国人の方が退職し出国される場合は

納税管理人の届け出 と

個人住民税(町民税・県民税)の納税 にご協力ください。

納税管理人とは？

納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、別紙「納税管理人申告書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

1 出国される方が特別徴収の場合

毎年5月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の個人住民税（町民税・県民税）の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対応
1月から5月までの間	① この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 ② 1月1日に住民票が神川町にある方は、帰国されても、年度の個人住民税（町民税・県民税）が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。
6月から12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をお願いします。

2 出国される方が普通徴収の場合

納税管理人の届け出をお願いします。特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の個人住民税（町民税・県民税）の納税通知書は出国後にお送りすることになるため、納税等が難しくなります。

※神川町ホームページに様式、記載案内等掲載しております。

神川町役場 税務課
0495-77-2116